

第2章 施策別展開方針

政策Ⅱ【生活環境】

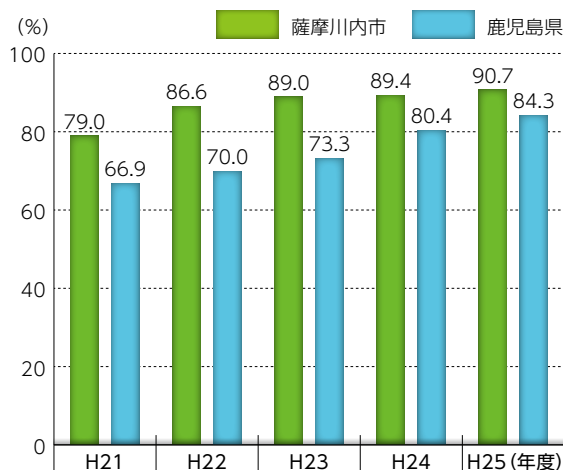
快適で魅力的な住み 続けたいまちづくり

施策1 市民の安全確保と防災対応の推進

現状と 課題

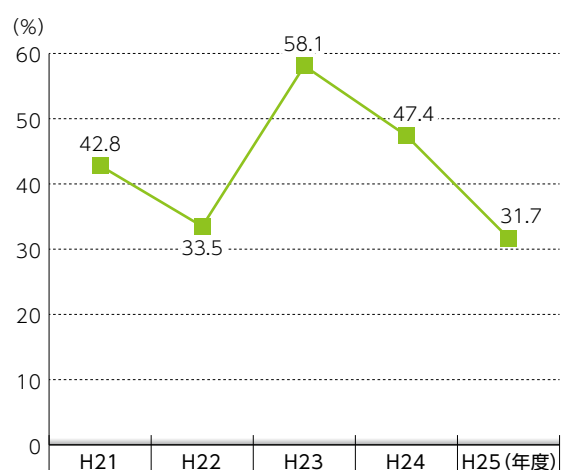
- ① 地域防災機能の充実や防災意識の高揚のため、自主防災への意識や訓練の重要性の啓発を行うとともに、消防庁舎に併設した防災研修センター等を活用し、自主防災組織の訓練実施率を向上させる必要があります。また、高齢者など災害時に避難する際、支援が必要な方の把握や避難方法などを予測し、備えておく必要から要配慮者^{※1}の抽出と登録を進める必要があります。
- ② 一人暮らしや高齢者世帯への防火指導訪問の実施により、建物火災件数や火災による死者が減少していることから、今後も更に訪問活動を強化するほか、高機能消防指令センターや消防・救急無線のデジタル化への移行など、多種多様な災害に対応できるよう関係施設や車両及び資機材について、年次的に整備を進めていく必要があります。また、市民による救命活動の実施率を上げるため、広く普通救命講習を実施し、救命率向上のための取組を積極的に進める必要があります。
- ③ 東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故を契機に、原子力に対する不安が高まっており、事業者に対し安全対策の充実強化を強く求めるほか、避難対策など原子力防災計画を充実するとともに、市民に対して原子力に関する情報を提供する必要があります。
- ④ 消費生活に関する相談窓口には、多重債務や架空請求等に係る相談が寄せられていることから、複雑化及び高度化する消費者問題に対する相談体制の充実、警察及び関係機関との連携による情報ネットワークの活用を進め、消費者被害の未然防止と被害者救済に努める必要があります。
- ⑤ 交通安全教育など交通事故防止及び安全確保に取り組んでいますが、高齢者が関わる交通事故が増加しているため、引き続き交通安全意識を高め、交通安全教育を充実させる必要があります。また、犯罪から市民を守るために、防犯灯設置や青色パトロール車による登下校時のパトロールの実施など、今後も継続して実施するとともに、関係機関との連携を強化していく必要があります。

自主防災組織率の推移



資料：鹿児島県危機管理防災課

薩摩川内市の自主防災組織の訓練実施率



資料：警防課

※1 要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児など防災施策において特に配慮を要する方。



自主防災組織の訓練

めざす姿

市民の安全が確保される環境が整っている。

成果指標
と目標値

成果指標	単位	現状値	目標値
自主防災組織の訓練実施率 (実施数／自主防災組織数)	%	32	60
年間の犯罪発生件数	件	374	360 以下
年間の交通事故発生件数	件	425	400 以下
市民による救命活動の実施率 (家族等バイスタンダーCPR ^{※2} 実施 ／心肺停止患者数(搬送者))	%	37	50

※2 バイスタンダーCPR：救急現場に居合わせた人が心肺蘇生法を行うこと。

施策1 市民の安全確保と防災対応の推進

施策の方向性

① 地域防災力の向上

- ◆ 災害発生時において、地域自ら迅速な対応ができるように、相互互助意識の醸成、信頼関係の構築等、コミュニティ活動の活性化を図るとともに、地域主体の防災訓練を実施します。
- ◆ 災害発生時に正確な情報を提供し、高齢者や障害者などの要配慮者を地域で支援する体制を整備します。

② 消防・救急体制の充実

- ◆ 高齢者世帯への防火指導訪問のほか、防災研修センター等を活用した自主防災組織等の訓練指導を積極的に推進し、火災件数の低減に努めます。
- ◆ 複雑多様化する災害に的確に対応するため、施設や車両及び資機材を年次的に整備するとともに、職員及び団員の専門的研修により資質の向上に取り組み、災害対応能力の向上に努めます。
- ◆ 普通救命講習を積極的に実施し、現場に居合わせた市民による救命率の向上に努めます。

③ 原子力安全対策の推進

- ◆ 立地自治体として、事業者に対して、安全対策の充実強化を強く求めるとともに、原子力防災計画を充実し、市民に対し原子力に関する情報を提供します。

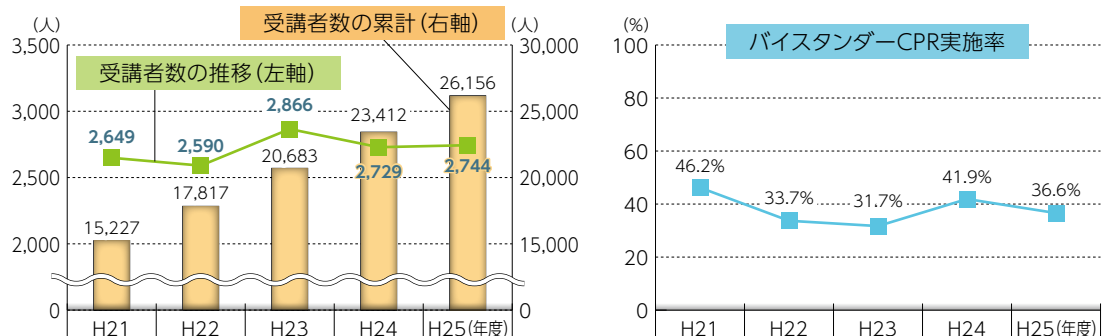
④ 安全な市民生活の確保

- ◆ ホームページや各種広報等による、迅速な情報提供や、消費者が自立した消費活動ができるよう、消費者意識の啓発や正しい知識の普及に努めるとともに、出前型や講座形式の研修会などを中心とした学習機会の充実を図ります。
- ◆ 関係機関と連携を図り効果的・効率的な地域ネットワークを構築し、市民からの消費生活問題に関する相談に対し、迅速かつ的確に対応できる相談体制の充実を図ります。

⑤ 交通安全・防犯対策の推進

- ◆ 幼児から高齢者まで、世代ごとの交通安全教育の実施による交通ルールやマナー、交通安全意識の向上を図るため、関係機関等との連携を強化し、各種交通安全行事等の取組を推進します。
- ◆ 防犯灯の整備を促進し、防犯環境の整備を図るとともに、関係機関・団体との連携を強化し、防犯活動を展開することにより、犯罪防止に努めます。

普通救命講習受講者数と市民による救命活動の比較



※ バイスタンダー…救急現場に居合わせた人(発見者、同伴者等)。※CPR…CardioPulmonary Resuscitationの略で、心肺蘇生法のこと。

資料：警防課

施策体系

市民と
行政の
役割分担市
民

市民	自主防災組織や地域防犯活動へ積極的に参加して、防災・減災に関する意識を高めましょう。 積極的に普通救命講習を受講し、いざという時の救命活動に取り組みましょう。 交通ルールやマナーを守り、交通安全意識を高めましょう。
事業者	地域防災活動への協力を行い、企業防災組織の整備に取り組みましょう。
地域・団体	自主防災組織の活性化に取り組みましょう。 地域防犯活動を行政等と連携して取り組みましょう。

行
政

自主防災組織の結成や活性化の推進に取り組みます。

関係機関とのネットワーク化や消防・防災体制の充実に努めます。

消費生活問題に対し、関係機関と連携し、相談体制の充実に取り組みます。

地域防犯活動を促進し、安全安心なまちづくりを推進します。

第2章 施策別展開方針

政策Ⅱ【生活環境】

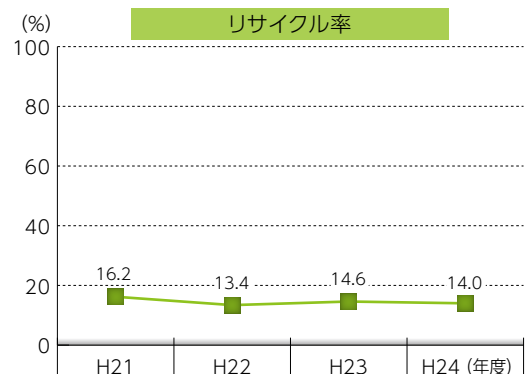
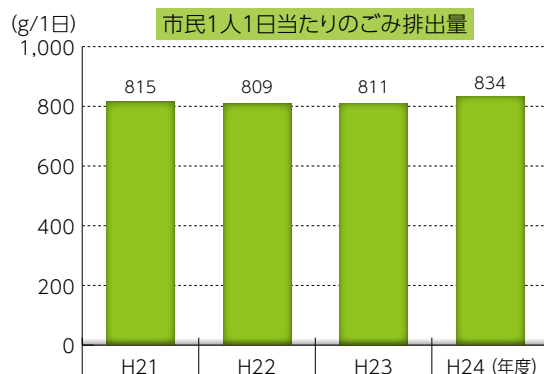
快適で魅力的な住み 続けたいまちづくり

施策2 快適な地域を守る環境対策の充実

現状と 課題

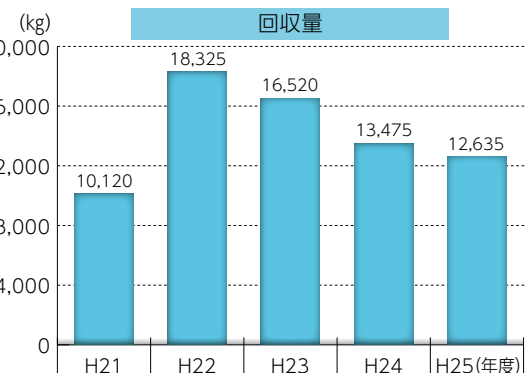
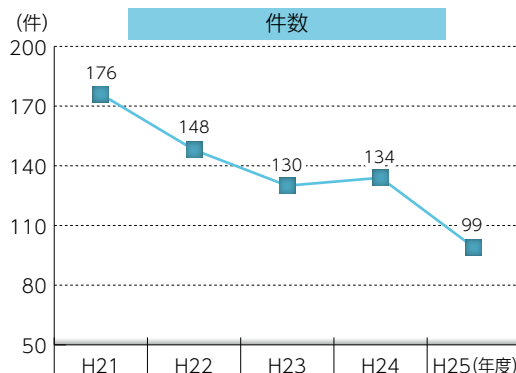
- ① 人口減少が進行するものの、世帯数の増加などにより、新聞・広告チラシ等といった世帯単位のごみ排出量の増加が予想されます。ごみの排出量が増加することに伴い、処理費用の増加等も懸念され、また、資源循環型社会の構築や地球温暖化対策の推進という面からも、更にごみの減量化・資源化を推進し、適切なごみ処理体制を構築する必要があります。
同時に、一般廃棄物最終処分場の埋立残容量不足対策や、ごみ焼却施設、し尿処理施設、葬斎場などの環境施設は長期稼働による老朽化対策の必要があります。
- ② 自然環境では、ラムサール条約^{※1}登録湿地である蘭牟田池のベッコウトンボなど希少野生動植物の保護、環境のすばらしさ、大切さを学習の機会として、市・地域住民・地元事業者等と連携を図りながら、環境教育や自然保護の推進及び魅力ある地域づくりにつなげる必要があります。
また、不法投棄に関する苦情件数は減少傾向にあるものの、河川敷や空地、人通りの少ない山林等へのごみの不法投棄は後を絶たず、それに伴う生態系への悪影響が懸念されており、今後、不法投棄の監視や地域美化活動の積極的な推進とその担い手を確保する必要があります。
- ③ 身近な生活環境において、快適性の向上や循環型社会の構築へのニーズが高まっており、地域環境に関する情報の発信や、身近な自然や環境についての学習機会の確保、環境団体等の自主的な活動への支援等が求められています。

ごみ排出の状況



資料:環境課

不法投棄の状況



資料:環境課

※1 ラムサール条約：国際条約「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」の通称。広く水辺の自然生態系を保全することを目的とする。



いむた池外来魚の駆除活動

めざす姿

環境保全に対する意識が高まり、保全活動が実践されている。

成果指標
と目標値

成果指標	単位	現状値	目標値
リサイクル率	%	14	24
一人一日あたりのごみの排出量	g	834	800
快適環境づくり事業実施団体数 (補助金交付団体数)	団体	49	150
苦情処理件数	件	240	120

施策② 快適な地域を守る環境対策の充実

施策の方向性

① ごみ処理対策の推進

- ◆ ごみの収集方法や分別方法など、マナーの統一を更に推進するとともに、ごみの排出抑制とリサイクルの推進に努めます。また、適正処理のための安全かつ衛生的な収集・運搬・処理を継続実施します。
- ◆ 環境関連施設は、長期稼働による老朽化が激しいため、延命化対策や適正な管理に努めます。

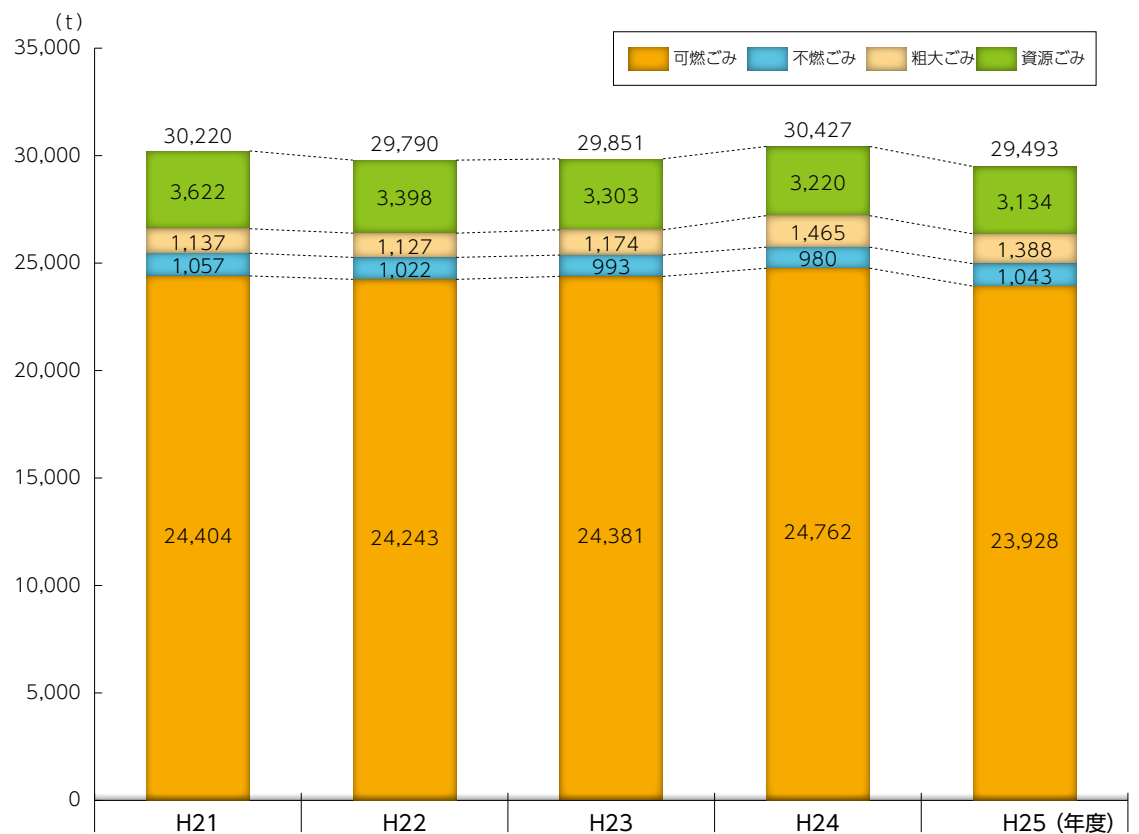
② 自然環境の保全

- ◆ 外来生物の繁殖を防ぐために駆除活動を実施するとともに、情報収集により外来生物の侵入の未然防止に努めます。
- ◆ 環境美化推進員によるパトロール等の監視や看板設置など、不法投棄対策の強化を行い良好な環境を保全します。

③ 環境学習と環境保全活動の推進

- ◆ 家庭、学校、事業所、公的施設など、あらゆる場所と機会を通じて環境学習を推進し、様々な環境問題に対する意識の高揚に努めます。
- ◆ 花いっぱいまちづくり推進事業等により、自主的かつ積極的な参加による環境美化活動を推進します。

ごみ収集状況



資料：環境課

施策体系

市民と
行政の
役割分担市
民

市民	ごみの発生を抑制し、ごみの減量や分別の徹底に心がけましょう。 環境保全活動へ積極的に参加しましょう。
事業者	ごみの発生や過大包装を抑制し、ごみの減量や分別に取り組みましょう。 事業所周辺の環境に配慮した事業活動に取り組みましょう。 地域の環境保全活動へ積極的に参加しましょう。
地域・団体	ごみの発生抑制を推進し、ごみステーションの適正管理を行いましょう。 環境保全活動や環境教育活動へ積極的に取り組みましょう。

行
政

ごみの発生を抑制するために、減量・分別の徹底の啓発活動を実施します。

生活環境、自然環境の監視に努めます。

環境学習の充実など、環境問題に対する啓発活動に努めます。

第2章 施策別展開方針

政策Ⅱ【生活環境】

快適で魅力的な住み 続けたいまちづくり

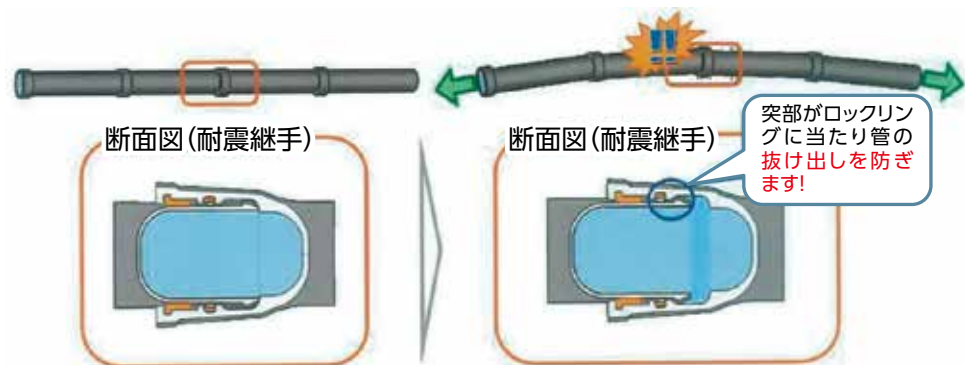
施策3

安全・安心な水の安定供給と 生活排水の適正な処理の推進

現状と 課題

- ① 生活に欠かすことのできない上下水道施設の中には、経年による更新時期が到来している施設もあり、基幹施設の耐震化を推進すると同時に、その他の施設についても計画的な改修による長寿命化を図りながら、効率的な維持管理に引き続き取り組んでいく必要があります。また、施設の維持管理の合理化、管理事務の効率化により、供給体制と経営基盤を強化する必要があります。
- ② 水道事業においては、人口減少や少子高齢化が進み、今後、給水人口の伸びが見込めず、大幅な収益の増加が期待できない一方で、施設の更新や耐震化に係る事業など多額の財政負担が予想され、持続可能性を念頭に置いた健全な経営が求められています。
- ③ 生活排水を適正に処理することができる人の割合を表す「污水处理人口普及率^{※1}」は污水处理施設等の整備により改善してきましたが、公共用水域の水質保全と生活環境の改善のためには、今後も生活排水の適正な処理を推進していく必要があります。しかし、下水道等の集合処理施設の整備が進む一方で、区域内の建物から下水道への接続が伸びていない現状があります。また、集合処理以外の地域では、汲み取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えが進んでいない状況もあります。このため、市民への生活排水の適正な処理の重要性について啓発活動を更に強化し、下水道への接続と合併処理浄化槽への切り替えを推進する必要があります。

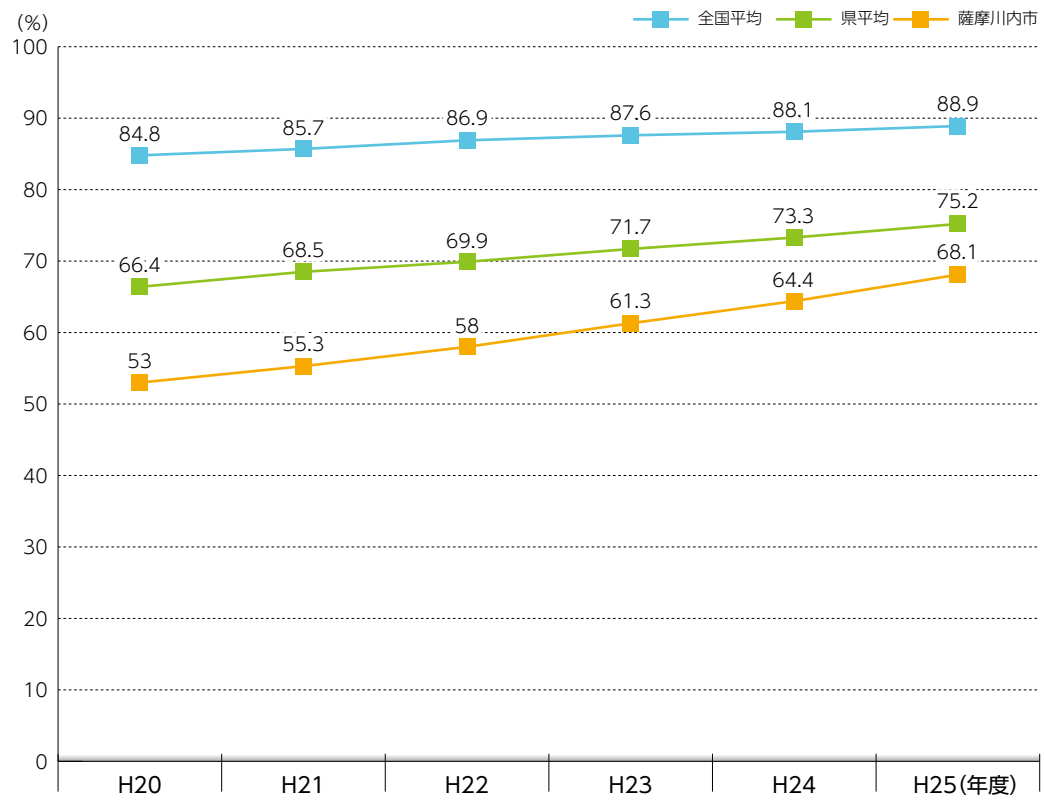
耐震化のイメージ図



資料：上水道課

※1 污水处理人口普及率：全人口のうち、下水道、農・漁業集落排水、合併浄化槽及びコミュニティプラントの污水处理施設を使用することができる人の割合。

汚水処理人口普及率の推移



資料：下水道課

めざす姿

水道水が安定的に供給され、生活排水を適正に処理することにより、健全な水資源の循環が行われている。

成果指標と目標値

成果指標	単位	現状値	目標値
資産老朽化比率 $\left(\frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却資産合計額} + \text{減価償却累計額}} \right)$	%	44	40
耐震化率(水道管)	%	6	23
経常収支比率(水道事業)	%	109	120
汚水処理人口普及率	%	68.1	74.2

施策3 安全・安心な水の安定供給と生活排水の適正な処理の推進

施策の 方向性

① 計画的施設整備と災害に強い施設整備

- ◆ 効率的な水道施設の再構築のため、施設の計画的更新や基幹施設の耐震化を図ります。

② 持続可能な健全経営

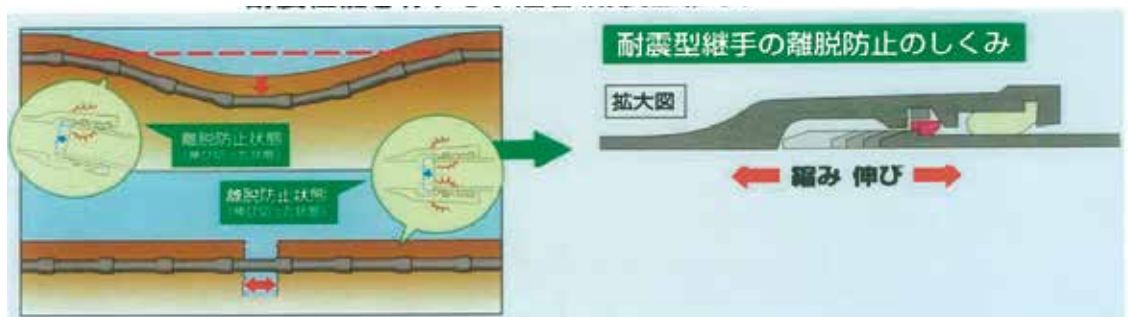
- ◆ 上水道と簡易水道の事業統合により、スケールメリットを生かした事務の効率化や民間への業務委託を進めるとともに、水道料金の適正化等を検討し、将来の経営予測に基づいた健全経営を行います。

③ 汚水処理人口普及率の向上

- ◆ 地域の特性に応じた下水道施設を計画的に整備します。
- ◆ 生活排水処理に関する意識啓発と下水道への接続を促進します。
- ◆ 小型合併処理浄化槽設置の支援と普及を促進します。



水道設備(配水池)耐震化工事



耐震性能を有する水道管(耐震型継手)

資料：上水道課

施策体系

市民と
行政の
役割分担

市民

市民	水道水を有効に利用して、水資源の環境保全に努めましょう。 生活排水処理の重要性を理解し、下水道に接続しましょう。
事業者	生活環境に配慮した美化活動や浄化活動に取り組みましょう。 事業所から出される排水は適正に処理しましょう。
地域・団体	水資源の環境保全に努め、環境美化活動に取り組む人の輪を広げましょう。 地域が一体となって下水道に接続し、地域の生活環境を改善しましょう。

行政

施設の計画的な改修と維持管理を実施し、健全な経営基盤の確立に努めます。

定期的な水質検査及び環境調査による監視や指導を実施します。

地域の特性に応じた下水道施設を整備します。

下水道への接続のための啓発や接続推進活動に取り組みます。

第2章 施策別展開方針

政策Ⅱ【生活環境】

快適で魅力的な住み 続けたいまちづくり

施策4

次世代エネルギー技術の 市民生活への浸透

現状と 課題

①②③ 原子力・火力発電所が立地するエネルギー供給基地として、これまで電力産業と共生するまちづくりを進めてきましたが、平成23年3月の福島第一原子力発電所の事故以降、エネルギーに対する市民の認識が大きく変化しています。特に、家庭や公共施設への太陽光発電システムの設置、風力発電所の立地など、エネルギーの多様性やその利用について関心が高まっています。

次世代エネルギー^{※1}を活用したまちづくりを進めるため、適正な土地の利用に配慮しながら、次世代エネルギーの普及とともに、関連産業の創出や次世代エネルギー技術を生かした市民生活に関わる事業の創出などを目標に掲げ、取組を始めていますが、目標実現のためには、市民・事業者・教育機関・自治体等が一体となり、生活・交通・まちづくりなど多面的な取組が重要となっています。

- ① このため、まずは、市民、事業者、教育機関の皆様に対し、次世代エネルギーを活用したまちづくりに対する興味や理解を深めるための仕組みを構築する必要があります。
- ② 次世代エネルギー技術の活用により市民の生活様式の意識改革を促し、生活環境の快適性の向上や化石燃料への依存度の低減など、低炭素社会の早期実現に向けて総合的に取り組んでいく必要があります。
- ③ さらに、次世代エネルギーに関する技術そのものが、様々な形で地域を支え、その持続性を高めていくための新たな都市基盤となるよう取り組む必要があります。



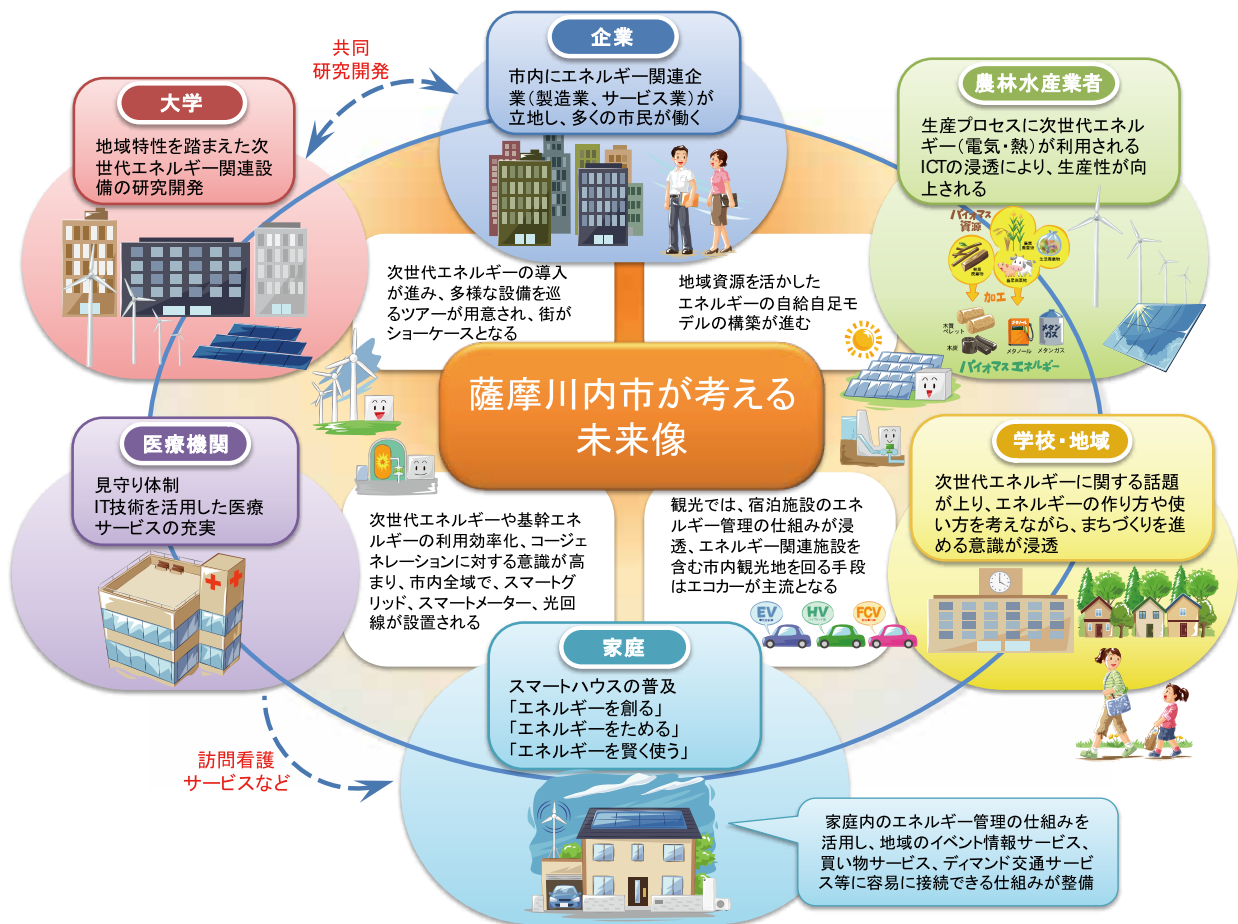
総合運動公園太陽光発電



柳山ウインドファーム風力発電

※1 次世代エネルギー：太陽光や風力、バイオマス等の再生可能なエネルギーに加え、未利用の海洋エネルギーまで含めたもの。

次世代エネルギー技術の活用イメージ図



資料：新エネルギー対策課

めざす姿

次世代エネルギー技術を日常の生活にうまく活用している。

成果指標と目標値

成果指標	単位	現状値	目標値
〔市民アンケート〕 省エネルギー対策や太陽光発電施設導入に関心がある市民の割合	%	85	（+5%以上）
太陽光発電設備（50kW 未満）設置累計	件 kW	2,961 16,776	4,950 28,050
電気自動車等次世代自動車の新車販売割合 （電気自動車・プラグインハイブリッド車※2・燃料電池車）	%	僅か	15

※2 プラグインハイブリッド車：バッテリーの容量を増やして、家庭のコンセント（プラグ）からの電力で充電する方式の車。

施策4 次世代エネルギー技術の市民生活への浸透

施策の 方向性

① 次世代エネルギー技術に対する市民意識の向上

- ◆ ホームページや広報紙・市民講座・エネルギーフェア等を通じ、次世代エネルギーの導入やエネルギーの賢い使い方などを情報発信するほか、スマートハウス※³による省エネ体験など、事業所を含め市民のエネルギーに対する興味や理解・意識の向上を図ります。

② 次世代エネルギー技術の市民生活への普及

- ◆ 太陽光発電やスマートハウスなど新しい生活様式の普及を促進します。また、自宅からの乗車予約システムの構築など、公共交通のスマート化を促進するとともに、環境負荷の低いエコカー仕様のバス・タクシーや、関連する設備の導入を推進します。

③ 次世代エネルギー技術の市民生活での活用

- ◆ エネルギーの使い方にも着目した高齢者等への生活支援サービスなど、新しい生活様式を確立し、安全・安心・快適な生活への活用に努めます。



スマートハウス



急速充電器



超小型モビリティ※⁴と電気自動車



電気バス

※³ スマートハウス：情報技術(IT)を活用して家庭内のエネルギー消費が最適になるように制御された住宅のこと。

※⁴ 超小型モビリティ：自動車よりコンパクトで、地域の手軽な移動手段となる1人～2人乗り程度の電気車両。

施策体系



市民と行政の役割分担

市民	市民	次世代エネルギーに関する理解を深め、導入に関する積極的な検討に努めましょう。 次世代エネルギーの導入とエネルギーの賢い使い方を実践しましょう。
	事業者	事業所内で次世代エネルギーに関する理解度と認知度の向上に努めましょう。 次世代エネルギーの導入とエネルギーの賢い使い方を徹底しましょう。
	協議会	次世代エネルギーに関する技術開発と成果の地元企業等へのフィードバック※5に取り組みましょう。
	教育機関	次世代を担う子どもたちに対する次世代エネルギーに関連する教育に取り組みましょう。
行政		市民・事業者等とのパートナーシップ※6を形成します。
		スマートコミュニティ※7等や次世代エネルギー関連設備の導入を支援します。

※5 フィードバック：評価結果を、評価された本人に返すこと。

※6 パートナーシップ：協力関係。共同。提携。

※7 スマートコミュニティ：地域で賢く（スマートに）エネルギーを使う考え方。

第2章 施策別展開方針

政策Ⅱ【生活環境】

快適で魅力的な住み 続けたいまちづくり

施策5

公園等の整備と 良好な景観形成の推進

現状と 課題

- ① 市内には、総合運動公園や近隣公園など、多くの公園が配置され、スポーツ、レクリエーションでの利用のほか、身近な憩いの場としての活用、更には、防災的な活用や景勝を楽しむ観光的活用等幅広く利用されていますが、一部地域においては施設の整備や、利用形態などによる施設の充実が求められています。また、本市の中心を流れる一級河川川内川については、昔から市民の憩いの場として親しまれてきましたが、近年では、市民の価値観が多様化し、川に対する意識や思いが薄れ河川敷等の水辺空間で憩う市民が少なくなっています。現在、整備が進められている川内市街部改修等に併せ、本市のシンボルである川内川の河川空間を有効活用して、市民が親しめる水辺空間を創出する必要があります。
- ② 施設の維持管理は、指定管理制度による管理や、市民・自治会等による自主管理などにより適切な維持管理が行われているものの、施設等の老朽化により計画的な修繕や更新の必要があります。
- ③ 市内各所には、「長目の浜」や入来麓地区の街並みなどに代表される自然的・歴史的に良好な景観等の資源や、景観重要資産として指定されている「藤本滝」など地域の良好な景観資源が多数存在していることから、今後も景観重要資産等の指定による整備・保全及び活用を図っていく必要があります。また、街並み景観については、一般国道3号の無電柱化事業と併せて、御陵下地区の景観整備を実施しており、一体的で良好な景観形成に取り組むため、引き続き上川内地区についても実施に向けて関係機関と調整していく必要があります。



薩摩川内市総合運動公園



野間島公園

本市の景観重要資産等

景 観 重 要 資 産				
番号	指定日	地区名	名称	備考
第1号	H21.12.18	樋脇 藤本	藤本滝	
第2号	H21.12.18	樋脇 倉野	倉野磨崖仏	
第3号	H22.3.24	川内 峰山	江之口橋	
第4号	H22.3.24	川内 峰山	長崎堤防	
第5号	H22.10.1	東郷 南瀬	南瀬のイチョウの木（雄株・雌株）	景観重要樹木
第6号	H23.3.28	里 里	里町武家屋敷跡の玉石垣	
第7号	H25.4.8	入来 朝陽	朝陽轟滝	
第8号	H25.4.8	川内 育英	憩いと歴史の中郷池	
第9号	H25.4.8	祁答院 黒木	木場の棚田	
第10号	H26.5.23	川内 陽成	一條神社と歴史の杜	

景 観 重 要 樹 木				
番号	指定日	地区名	名称	備考
第1号	H23.3.28	東郷 南瀬	南瀬の夫婦イチョウ（雄株）	
第2号	H23.3.28	東郷 南瀬	南瀬の夫婦イチョウ（雌株）	

資料：都市計画課



藤本滝



江之口橋



南瀬の夫婦イチョウ

めざす姿

良好な景観が形成され、市民がいつでも気軽に利用できる空間がある。

成果指標
と目標値

成果指標	単位	現状値	目標値
[市民アンケート] 市内の公園は快適な環境が整備されていると感じる市民の割合	%	67	 (+10%以上)
景観重要資産の指定	箇所	10	15

施策5 公園等の整備と良好な景観形成の推進

施策の 方向性

① 公園等の整備

- ◆ 豊かな自然環境や地域の特性を生かしながら、河川空間の有効利用や市民の多様なニーズ等に対応した、快適で利用しやすい公園等の整備に努めます。

② 公園等の維持管理

- ◆ 指定管理等による公園などの適正な維持管理を行いながら、市民や企業等のボランティア組織との協働による美化意識の啓発や管理体制の構築に努めます。
- ◆ 安全で快適な利用環境を維持するため、計画的な施設の修繕や更新に取り組めます。

③ 景観の形成

- ◆ 景観資源を市民共通の財産として保全・活用し次世代に引き継ぎ、また、良好な景観を形成するための取組を推進します。特に景観重要資産等の指定や景観学習等による啓発活動の実施、屋外広告物の規制、電線類の地中化など、地域と連携を図りながら良好な景観形成の実現に向けて取り組めます。

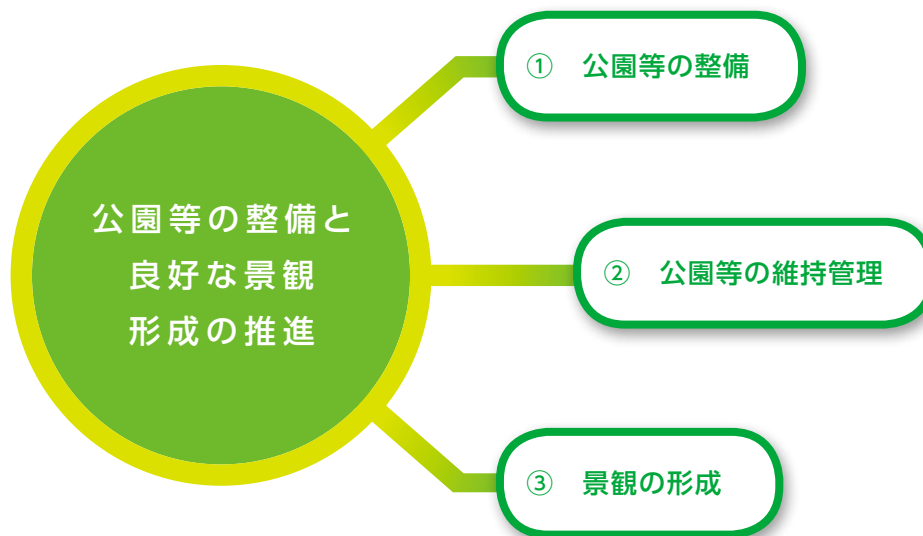
都市公園

区 分 年 度	合 計		街区公園		近隣公園	
	数	面積 (㎡)	数	面積 (㎡)	数	面積 (㎡)
H23	35	910,753	27	83,286	5	191,877
H24	36	921,753	27	83,286	6	202,877
H25	37	923,985	28	85,518	6	202,877

区 分 年 度	地区公園		総合公園		運動公園	
	数	面積 (㎡)	数	面積 (㎡)	数	面積 (㎡)
H23	1	48,383	1	110,880	1	476,327
H24	1	48,383	1	110,880	1	476,327
H25	1	48,383	1	110,880	1	476,327

資料：建設整備課

施策体系



市民と行政の役割分担

市民

市民・事業者

マナーを守り、適切な公園等の利用に努めながら、ボランティア活動等を通して積極的な維持管理に参加しましょう。

身近な自然、歴史、文化的な資産に誇りと愛着を持って、保全・活用に努めましょう。

良好な景観の形成に配慮した事業活動と景観の維持に努めましょう。

地域・団体

地域の公園等は愛着をもって利用し、みんなで大切に守りましょう。

地域の宝となる身近な自然や歴史的・文化的資産について、保存・活用に努めましょう。

行政

計画的な公園等の整備や適切な維持管理に努めます。

公共施設の緑化や川内川高水敷等の有効活用、魅力ある公園づくりに向けた市民参加の啓発活動を実施します。

景観の保全・活用の実現に向けた情報提供を行うとともに、景観啓発活動に努めます。